府　令

○内閣府令第二十三号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百二十一条第一項から第四項まで、第百三十条第一号及び第二号、第二百二条第一号及び第二号並びに第二百二十八条第一号及び第二号の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の表を次のように改める。

対象資産	積立基準	積立限度
第六十五条第一号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百
第六十五条第二号に掲げる資産	千分の一・五	千分の七十五
第六十五条第三号に掲げる資産	千分の〇・二	千分の十
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の一	千分の五十
第六十五条第五号に掲げる資産	千分の三	千分の百二十五

第七十九条の二第一号を次のように改める。

一　財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるもの

イ　将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。

ロ　保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。

第八十条中「次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により、法第百二十一条第一項各号に掲げる事項について」を「法第百二十一条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　保険金等の支払能力の充実の状況について、法第百三十条並びに第八十六条及び第八十七条の規定に照らして適正であること。

第八十六条第一項中「次に掲げる額」の下に「から繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額」を加える。

第八十七条第三号中「からホまで」を「からヘまで」に改め、同号ホ中「からニまで」を「からホまで」に改め、「準ずるもの」の下に「に対応する額」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　信用スプレッドリスク（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。第百六十二条第三号ホにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

第百六十一条第一項中「次に掲げる額」の下に「から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額」を加える。

第百六十二条第三号中「からホまで」を「からヘまで」に改め、同号ホ中「からニまで」を「からホまで」に改め、「準ずるもの」の下に「に対応する額」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

第百九十条第一項中「次に掲げる額」の下に「から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額」を加える。

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社））の法第百三十条第一号に係る細目の項第六号の二中「第一条第三項第一号」を「第一条第四項第一号」に改め、同項第七号中「第一条第三項第六号及び第四条第四項から第七項まで」を「第一条第四項第六号及び第八項から第十項まで」に改める。

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等））の法第二百二条第一号に係る細目の項第六号の二中「第一条第三項第一号」を「第一条第四項第一号」に改め、同項第六号の三中「第一条第三項第五号」を「第一条第四項第四号」に改め、同項第七号中「第一条第三項第六号及び同条第四項から第七項まで」を「第一条第四項第五号、第五項、第六項及び第八項から第十項まで」に改める。

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人））の法第二百二十八条第一号に係る細目の項第六号の二中「第一条第三項第一号」を「第一条第四項第一号」に改め、同項第六号の三中「第一条第三項第五号」を「第一条第四項第四号」に改め、同項第七号中「第一条第三項第六号及び同条第四項から第七項まで」を「第一条第四項第五号、第五項、第六項及び第八項から第十項まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十四年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　保険会社（保険業法（以下「法」という。）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）は、平成二十四年三月三十一日前においても、この府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第五十九条の二に規定する事項を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類の作成及び縦覧等を行うことができる。

2　外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）又は免許特定法人（法第二百十九条第一項の免許を受けた特定法人をいう。）は、平成二十四年三月三十一日前においても、新規則第百四十三条の二に規定する事項を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類の作成及び縦覧等を行うことができる。

告　示

○内閣府告示第二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岩手県西磐井郡平泉町

二　構造改革特別区域の名称　平泉町どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　岩手県西磐井郡平泉町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫